

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 8 年 7 月 9 日

静岡県袋井土木事務所長 佐藤 雅史

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度[第 38-X1113-60 号]太田川ダムにおける UAV 活用による施設点検実証実験
業務委託【13-01】

(2) 業務目的

本業務は、太田川ダムの日常及び非常時の巡視における効率的かつ安全な巡視体制の構築に向け、遠隔運航に対応したドローンポートを活用し遠隔巡視の実証実験を行うものである。なお、UAV 活用によりダム関連施設に対し遠隔巡視の課題や有効性を検証し、令和 9 年度以降の巡視体制構築に向けた可能性を検討する。

(3) 業務箇所

静岡県周智郡森町亀久保地先

(4) 履行期限

令和 9 年 1 月 30 日限り

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、3,000,000 円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県内に本社又は営業所（静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格を有すること）を有し、かつ「土木関係建設コンサルタント業務」に係る認定を受けているものであること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けていること。

(4) 平成 28 年 4 月以降に完了した、国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「特殊法人等」をいう。以下同じ。）が発注した、静岡県内における無人航空機（UAV、ドローン等）での点検の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

(5) 以下の同種業務又は類似業務の経験（管理技術者又は担当技術者として従事し、平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了したものに限る。）を有する管理技術者を当該業務に配置できること。なお、管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。

・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）でのダム点検の実績を有する者

・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）での点検の実績を有する者

(6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）の午前 9 時から令和 8 年 7 月 24 日（金）の午後 5 時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/rakusatsuhoshiki/1028623.html>>

に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

〒437-0042

袋井市山名町 2 の 1 静岡県袋井土木事務所総務課建設業班

TEL：0538-42-3212 FAX：0538-42-1782

E-mail：fukudo-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで郵送又は持参にて提出すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

5 者を超える参加表明書及び技術提案書が提出された場合、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価にて、上位 5 者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和 8 年 8 月 4 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和 8 年 8 月 7 日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4 (2)に示す静岡県袋井土木事務所総務課建設業班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、手持ちの業務量

イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISO の取組、災害協定、地域貢献活動及び雇用実績

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定する。また、技術評価が最も高い者が2者以上で、且つ見積額の最も低い者が2者以上あるときは当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、技術評価において、最も高い評価点の合計が満点の40%未満の場合は契約予定者を特定しない。

- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和8年8月5日（水）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和8年8月5日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年8月19日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年8月21日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県袋井土木事務所総務課建設業班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

- (1) 詳細は、「令和8年度[第38-X1113-60号]太田川ダムにおけるUAV活用による施設点検実証実験業務委託【13-01】業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒437-0042 袋井市山名町2の1 静岡県袋井土木事務所総務課建設業班（電話番号 0538-42-3212）とする。なお、技術的な事項に関する照会窓口は、河川改良課ダム管理班（電話番号 0538-42-3211）とする。